

論証

「公訴事実の同一性」(312条1項)をいかにして判断すべきか。刑事訴訟法における審判の対象は検察官が主張する訴因であり、「公訴事実の同一性」は、訴因変更の限界を画すると同時に、二重起訴(338条3号)や不告不理違反(378条3号)となる範囲及び一事不再理効(337条1号)の及ぶ範囲を画する機能を有する。このように、「公訴事実の同一性」は、訴因変更の限界として、1個の刑罰権の存否及び内容を解明する審判手続の広がりの限界を画するとともに、その裏返しとして、二重起訴や一事不再理効等の及ぶ範囲を画する機能も有する。

このような観点からすれば、両訴因の犯罪を構成する基本的事実関係が社会通念上同一と認められれば、「公訴事実の同一性」が認められる。これらの訴因は共通する1個の刑罰権の枠内に含まれるからである。

また、両訴因の比較から直ちに基本的事実関係の同一性を肯定できない場合には、補充的に両訴因の非両立関係を問うべきである。両訴因が、犯罪事実として両立せず、犯罪としても両立し得ないのであれば、1個の刑罰権に包摂されているといえるからである。なお、非両立関係が両訴因の対照から明らかでない場合は、それまでの証拠関係や審理経過等の訴訟経過における諸事情を総合的に考慮に入れ、両訴因の背後にある社会的事実関係が同一であるか否かを問うべきである。

- 最決昭53.3.6
【百選46①】等

【短文】

「公訴事実の同一性」(312条1項)は、訴因変更の限界として、1個の刑罰権の存否および内容を解明する審判手続の広がりの限界を画するとともに、その裏返しとして、二重起訴や一事不再理効等の及ぶ範囲を画する機能も有する(337条1号、338条3号、378条3号参照)。

このような機能からすれば、両訴因が1個の刑罰権の枠内に含まれているかという観点から判断すべきである。

具体的には、両訴因の基本的事実関係の同一性を基本としつつ、非両立関係の有無を補充的に勘案すべきである。

論点 訴因変更の時間的限界

B

総合 164 頁
問題 第 31 問

論証

刑訴法上訴因変更の時間的限界を規定した明文は存しない。

とはいって、長年月を経た公判の最終段階に訴因変更請求がなされた場合でも、公訴事実の同一性が認められる限り裁判所は必ず訴因変更請求を許可しなければならないか。

確かに、当事者主義の下では、訴因変更は「公訴事実の同一性」(312条1項)を害しない限り、許されるのが原則である。

しかし、訴因変更の時期、訴因変更の内容・程度、訴訟の経過、事件の重大性等の事情に照らし、**権利濫用（規則1条2項）**として、例外的に訴因変更が許されない場合があると解する。

- 福岡高那覇支判昭51.4.5【百選A21】等

論点 公判前整理手続後の訴因変更の可否

B

総合 164 頁

論証

訴因変更の請求が許される手続段階について、刑事訴訟法は特に制限を付しておらず、公判前整理手続後の証拠調べ請求が制限されている(316条の32)のとは異なり、訴因変更の請求に関する制限は設けられていない。

しかし、公判前整理手続は、当事者双方が公判においてする予定の主張を明らかにし、その証明に用いる証拠の取調べを請求し、証拠を開示し、必要に応じて主張を追加、変更するなどして、事件の争点を明らかにし、証拠を整理することによって、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるようとするための制度である。

そこで、公判前整理手続に付しながら、その意味を失わせるような訴因変更の請求は許されないと解すべきである。そこでは、①公判前整理手続の中でどの程度詰めた争点及び証拠の整理がなされていたか、②訴因変更による新たな証拠調べの負担の程度、③裁判員が関与する事件か否か、④変更請求がなされた時期などの事情を総合的に考慮すべきである。

- 東京高判平20.11.18【百選56】

論証

この点について、直接的には認められないものを間接的には認められることは奇妙であるとして、訴因変更を認めない見解がある。

しかし、訴因変更の可否は、手続の一回的解決の観点から認められる（義務付けられる）ものであって、このような結論はかかる観点から承認できないものではない。

したがって、このような訴因変更も公訴事実の同一性が認められる限りにおいて、許されるべきであると解する。